

新潟市教育委員会 平成28年2月 定例会会議録				
日 時	平成28年2月5日(金) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎1号棟2階 教育会議室1(学務課隣)			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	吉 村 委 員	出席委員	藤 田 委 員	
	齋 藤 委 員		眞 谷 委 員	
	沢 野 委 員		佐 藤 委 員	
	織 田 委 員	欠席委員		
	伊 藤 委 員			
会議に出席 した職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 島 徹	生 涯 学 習 センター所長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	長 浜 裕 子	生 涯 学 習 センター次長	井 関 一 博
	教 育 政 策 監	伊 藤 充	中 央 公 民 館 長	五 十 嵐 政 人
	教 育 総 務 課 長	上 所 隆	中 央 図 書 館 長	山 川 正 士
	学 務 課 長	川 崎 健	中 央 図 書 館 サービス課長	松 田 玲 子
	施 設 課 長	小 林 正 人	新 津 図 書 館 長	松 原 伸 直
	保 健 給 食 課 長	松 崎 義 春	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	五 十 嵐 雅 樹
	地 域 教 育 推 進 課 長	佐 々 木 克 己	教 育 総 務 課 係 長	灰 野 梢
	教 職 員 課 長	吉 田 隆	教 育 総 務 課 主 査	石 田 貴 宏
	総 合 教 育 センター所長	高 地 啓 衛	教 育 総 務 課 主 査	小 林 夏 那 恵
	学 校 支 援 課 長	大 井 隆		
その他の 出席者(0名)				

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (2件)	議案番号	件 名
	議案第24号	平成28年2月議会定例会の議案について
	議案第25号	市立小・中・特別支援学校・幼稚園の校園長の人事について
報告 (0件)	件 名	
協議会 (0件)	件 名	

第1 開会宣言

○教育長 午後 3 時 30 分開会を宣言する。

本日、報道はありません。なお、会議中に報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議はありませんでしょうか。

よろしければ、許可することで決定します。

第2 会議録署名委員の指名

○教育長 新潟市教育委員会会議規則第 11 条により、会議録署名委員に藤田委員及び佐藤委員を指名します。

第3 付議事件

○教育長 これより付議事件に入ります。

「議案第 24 号 平成 28 年 2 月議会定例会の議案について」は、市議会に公表前の議案であり、また、「議案第 25 号 市立小・中・特別支援学校・幼稚園の校園長の人事について」は人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

第4 次回日程

○教育長 次回の日程について説明を求めらる。

○教育総務課 2 月につきましては、臨時会を 2 月 22 日月曜日午後 4 時から、3 月につきましては、3 月 17 日木曜日午後 3 時 30 分から、4 月につきましては、4 月 19 日火曜日午後 3 時 30 分から定例会を予定しております。

第5 定例会一時閉会

○教育長 これより定例会を非公開といたします。傍聴人はご退席ください。事務局はこのまま全員同席ください。

第6 定例会再開

○教育長 議案第 24 号「平成 28 年 2 月議会定例会の議案について」、(1)平成 27 年度新潟市一般会計補正予算について、まず教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課 議案第 24 号「平成 28 年 2 月議会定例会の議案について」のうち、(1)平成 27 年度新潟市一般会計補正予算について説明いたします。

この補正は人件費に関するもので、複数課にわたっておりますが、内容が重複することから、教育総務課で一括してご説明いたします。

はじめに、新潟市人事委員会勧告に基づく給与改定の概要についてです。主な改定については、付議 1 の(1)、(2)、(3)に記載されておりますのでご覧ください。今回の給与改定は、月例給について職員給与が民間給与を下回っていることから、この較差を解消するために、若年層に重点を置いた平均 0.3 パーセントの俸給表の引き上げ改定を行うものです。あわせて、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、地域手当の支給割合を 0.22 パーセント引き上げることとしています。この二つの改定につきまして

は、いずれも平成 27 年 4 月 1 日に遡って実施となります。

また、期末勤勉手当についても、民間の支給割合を下回っていることから、0.10 月分を引き上げ、4.20 月分とする改定を行うこととしています。こちらにつきましては、平成 27 年 12 月 1 日に遡って実施するものです。

教育職員につきましては、新潟市人事委員会勧告に基づき、新潟県の教育職員への措置内容に準じて、給与改定を行うこととしております。県では、月例給について、若年層に重点を置き、平均 0.11 パーセントの引き上げ改定を、平成 27 年 4 月 1 日に遡って実施するほか、期末勤勉手当につきましても、0.10 月分引き上げ 4.20 月分とする改定を平成 27 年 12 月 1 日にさかのぼって実施することとしております。本市の教育職員についても、同様の措置となります。

次に、付議 2 ページの平成 27 年度人件費関係補正額調でございます。人件費に関する補正予算額は、一番下の教育委員会合計欄に記載されておりますとおり、1 億 6,424 万 6 千円の増額となっております。内訳といたしましては、給与改定分が 5,682 万 3 千円の増額。職員の人事異動等による調整分が 1 億 742 万 3 千円の増額となっております。費目ごと、所属ごとの内訳は、資料に記載のとおりでございます。

○教育長

ただいまの説明にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、同じ補正予算について、施設課から説明をお願いします。

○施設課長

付議 3 ページをご覧ください。内容の説明に入る前に、説明の中で、継続費や繰越明許費という言葉が出てきますので、簡単に説明いたします。地方公共団体の予算は、単年度主義を原則としておりますが、その例外といたしまして、まず継続費ですが、数年度にわたる学校の建設事業において、その総額及び年割額を定め、あらかじめ議会の議決を経たうえで、複数年度にわたって支出を行うことが可能となる経費を言います。次に、繰越明許費ですが、歳出予算のうち経費の性質上または予算成立後の事情によって、年度内に支出が終わらないと見込まれるものを、あらかじめ議会の議決を経ておいて、翌年度に繰り越して支出できるようにする制度です。

さて、当課分の主な内容につきましては、国の補正予算編成に伴って、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の追加交付を受けて、補正などを実施するものです。また、年度内に完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行うものです。では、順に内容をご説明いたします。お手元に参考資料といたしまして、「平成 27 年度新潟市一般会計補正予算について」を配付しましたのでご覧ください。

一つ目が、学校施設の整備のうち、「1-1 計画的な建替え(改築)」についてです。最初に歳出予算 4 億 5,900 万円の増額補正についてですが、これは平成 28 年度以降に予定しておりました、日和山小学校校舎整備事業の財源を早期に確保し、計画的に事業を推進することにより、教育環境の改善を図るとともに、地域経済の活性化に寄与するものです。具体的には、既存校舎の大規模改造工事予算を平成 28 年度から前倒ししまして、歳出

予算を増額補正するものです。

次に、歳入予算 4 億 5,893 万 1 千円の増額補正についてですが、これは先ほどの歳出予算補正に合わせて、学校施設環境改善交付金及び大規模改造事業債の所要額を増額補正するものです。内訳は記載のとおりです。また、併せて継続費の年割りの変更を行います。変更内容につきましては、参考資料の計画的な建て替え(改築)の補正額欄ですが、補正前は平成 28 年度に 11 億 6,900 万円計上されております。これを平成 27 年度に一部前倒しするというので、この表の内容となっております。

「1-2 安全で快適な学校環境の整備」についてです。最初に歳出予算 1 億 6,917 万 5 千円の増額補正についてですが、これは平成 28 年度以降に予定していました、学校施設エコスクール化推進事業の財源を早期に確保し、計画的に事業を推進することにより、教育環境の改善を図るとともに、地域経済の活性化に寄与するものです。具体的には、小学校 3 校、中学校 2 校のトイレ改修工事予算を前倒して、歳入歳出予算を増額補正するものです。

次に、歳入予算 1 億 6,903 万 6 千円の増額補正についてですが、これは先ほどの歳出予算補正に合わせて、学校施設環境改善交付金及び大規模改造事業債の所要額を増額補正するものです。内訳は記載してあるとおりです。また、併せて繰越明許費の設定を行います。

次に、繰越明許費設定(歳入歳出予算補正を伴わないもの)です。

まず「2-1 学校施設の耐震化の促進」では、今年度実施しておりました屋内体育館の非構造部材耐震対策工事のうち、バスケットゴールの改修について、一部の学校で工法の検討や代替バスケットゴールの納期が間に合わず、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものです。

続きまして、「2-2 安全で快適な学校環境の整備」ですが、今年度当初予算において竣工見込みとしていました、桜が丘小学校及び西内野小学校の大規模改造工事について、国の補助内示が遅れたことにより、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものです。

項目ごとの説明は以上ですが、これら全体によりさまざまな工事を着実に実施し、安全で安心な教育環境の整備・改善を図ることにより、補正に伴う早期事業着手により、地域経済の活性化に寄与したいと考えております。

○教育長

ただいまの説明にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、保健給食課お願いいたします。

○保健給食課
長

付議 4 ページ、平成 27 年度一般会計補正予算についてです。補正予算の内容は、入札実施による請負差額などについての減額補正と学校給食センターの外壁補修のための増額補正の二つになります。

はじめに、請負差額などについての減額補正です。

「1 健康づくりの推進」ですが、各種健康診断事業につきまして、各種健診の受診者が当初見込みより減少したことによります 700 万円。「2 市民と

協働による救命率の向上」では、自動体外式除細動器AEDの普及について、AEDリース契約の入札実施により生じた請負差額 100 万円。「3 学校給食の運営」では、学校給食運営事業の給食調理委託の入札実施により生じた請負差額 1,000 万円につきまして、それぞれ歳出予算の減額補正を行うものです。

次に、小須戸学校給食センターの外壁補修のための増額補正です。「3 学校給食の運営」に記載のとおり、小須戸学校給食センターは、平成6年3月の建設から22年が経過することから、外壁の傷みが激しく、雨漏りが発生するなど、衛生面で支障をきたすおそれがございます。安心安全な給食提供のため、早急に補修設計・施工に取りかかるため、学校給食センター運営事業について、2,740 万円の予算増額補正を行うものですが、工事工程の関係から年度内の完了が難しいため、併せて繰越明許費の設定を行うものです。また、この歳出予算補正に合わせまして、歳入予算におきましても、市債である給食センター建設事業債 2,050 万円についても増額補正を行うものでございます。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、地域教育推進課、お願いします。

○地域教育推進課長

付議4ページ、「(仮称)国際青少年センター整備事業」です。当課所管の大畑少年センターの老朽化に伴いまして、同施設を旧二葉中学校の跡地に移転し、さらに機能を拡充した(仮称)国際青少年センターと、文化政策課所管になります(仮称)芸術創造ファクトリーを同一施設内に整備します。

新潟市初の複合施設ということで、その理念、それに伴う整備内容と基本構想の策定に時間を要したために、今年度中の実施設計作成が難しくなりました。そのため繰越明許の設定を行うものです。繰越明許費設定額は、実施設計費として上げておりました、1,840 万円でございます。

○教育長

ただいまの説明にご質問等ございますでしょうか。

それでは、同じく補正予算について、中央公民館、お願いします。

○中央公民館長

中央公民館所管の「生涯学習施設の管理運営」についての補正予算です。

事業概要ですが、緊急を要する修繕が必要な西川学習館の空気調和設備改修工事の実施設計業務委託及びその工事と、西区の西地区公民館の昇降機(エレベーター)設備の改修工事を増額補正により行うものです。

西川学習館は昭和 53 年に建設されまして、その後、空調設備については二機ございますが、一つが平成 25 年に故障して、今、もう片方の 2 号機のみで運営しているという状況です。そのために、至急、改修工事をしたいということでございます。

次に西地区公民館ですが、これも昭和 55 年に建設されたものでございます。昨年 10 月 13 日にエレベーターの機械室から発煙し、消防車が来るような事態になりました。中の部品がかなり劣化しておりまして、その部品も

今年度の9月までにしか供給できないという業者からの話があり、至急、これについても改修工事をしたいということでございます。

金額につきましては、西川学習館が2,260万円、西地区公民館のエレベーターは1,940万円、合わせまして4,200万円でございます。

これについては、公民館整備事業債を3,140万円充当するということにしております。ただ、これも至急工事に着手いたしますけれども、新年度に繰り越さざるを得ないということで、繰越明許費の設定をするものです。

○教育長 ただいまの説明にご質問等ございますでしょうか。

○伊藤委員 発煙が上がったということですが、老朽化のみが原因で、定期点検等は大丈夫なのでしょうか。

○中央公民館長 当然のことながら、定期点検はしているのですが、本来、点検をしなくてもいいところから発煙が上がったということでございます。

○教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、補正予算関係は以上となります。

次に、(2)平成28年度新潟市一般会計について、長浜教育次長お願いします。

○長浜教育次長 付議7ページをご覧ください。教育委員会所管の平成28年度当初予算の概要でございます。

全体像につきましては、1月の定例会後に高島教育次長がご説明したところでございますが、本日はその詳細について説明いたします。

はじめに7ページの総括表をご覧ください。教育委員会全体の歳入歳出予算の総額は記載のとおりですが、歳入は54億438万1千円、歳出は258億3,488万3千円です。全体としては、厳しい財政状況の中で、若干、昨年度よりも減っているというところでございます。各課の予算の状況は、記載のとおりです。

それでは、8ページから順にご説明させていただきます。まず、私が担当しております、学校管理、生涯学習関係の主な事業についてです。この後、ページ番号は右上の事業説明書という言葉の下に書いてあるページ番号で申し上げますので、よろしく願いいたします。

1ページ、「教育ビジョンの適正な推進」につきましては、施策の着実な実行のために、外部委員で構成する「新潟市教育ビジョン推進委員会」の評価などを受けながら、教育ビジョンの進行管理を行っていくものでございます。

次に、「就学援助事業」、「避難者就学援助事業」につきましては、一定の所得基準に該当する方また東日本大震災によって本市に避難している方で、経済的に援助が必要な方たちに引き続き、助成を実施していくものです。

2ページ、「奨学金貸付事業」です。就学のために、経済的支援が必要な高校生から大学院生に対し、引き続き奨学金の貸付を実施し、返還につきましては、今現在、返還特別免除制度があるのですが、若者の経済

的支援を行うとともに、本市への定住促進を図るということで、この対象校種、免除額を拡大してまいります。具体的な特別免除制度の拡大部分でございますが、先回の説明の中で、重点的な事業ということで記載させていただきました。拡大の具体的な内容は、対象校種を現在、大学及び大学院のみとしているものに、短大、専門学校を加えます。また、免除の限度額も現在の20万円を40万円に拡大いたします。年間の免除額ですが、これは現在、本人が納める市民税額の2分の1としているものを、返還額の2分の1に。実質的には、大学新卒の方であれば、大体2倍や2倍弱くらいの免除額になるものと試算しているところでございます。

次に3ページから5ページにかけては、施設課所管の事業となります。

まず、「学校の改築事業」です。これは、3ページの木戸小学校、南万代小学校、4ページ、日和山小学校の3校で継続的に事業を行うものです。平成28年度の新規のものとして、4ページ中段の新通小学校の分離新設事業に来年度から取りかかります。また、武道場の改築、これは内野中学校が対象でございますが、こちらを行います。

次に、5ページ「大規模改造事業」では、11の学校・園の工事等の実施と6の学校の設計等を行うこととしております。

「児童急増対策事業」では、児童の急増が見込まれる女池小学校において、プレハブ校舎のリースを開始いたします。

次の「学校施設エコスクール化推進事業」では、先ほど補正でも内容について説明がございましたけれども、合せて6校で太陽光発電及び蓄電池設備の設置を行い、エコスクール化を進めてまいります。

8ページ、地域教育推進課所管の事業についてです。まず、「地域と学校パートナーシップ事業」ですが、これは皆さんもよくご承知の事業でございます。この事業は、学・社・民の融合による教育の要となるわけですが、将来に向けて充実、発展ということ、停滞を招かないようにということで、コーディネーターの複数配置を進めていきたいと検討しているところでございます。また、平成28年度において45校で地域と学校ウェルカム参観日を予定しております。

次の「ふれあいスクール事業」については、新たに1校加えて、68校で実施する予定です。

9ページをご覧ください。「地域と学校ドリームプロジェクト支援事業」は、学校が行う社会教育施設や地域と連携した特色ある取組みを支援するものです。これも引き続き実施してまいります。

「若者支援事業」は、万代市民会館にあります若者支援センター「オール」で、困難を抱える若者を対象に相談業務や自立、社会参加の支援、あるいは居場所の提供といった事業を行ってまいります。

10ページをご覧ください。2段目の(仮称)国際青少年センター整備事業でございますが、先ほど、補正のところでも説明しましたように、(仮称)国際青少年センターは、旧二葉中学校の改修整備をし、行うものですが、平成

28年度は基本設計、実施設計を行うこととしております。平成29年度に工事を行い、平成30年度からオープンしたいと考えております。

続いて、14ページをご覧ください。生涯学習センターの所管事業です。

新潟市民大学開設事業、あるいは家庭教育振興事業などを引き続き実施し、また情報の提供やボランティアの育成、活用などによりまして、循環型の生涯学習社会といったものの推進を図ってまいりたいと考えております。

続いて、15ページをご覧ください。公民館所管の事業についてでございます。

地域コミュニティ活動活性化支援事業につきましては、地域課題解決に向けた事業、あるいはコミュニティ・コーディネーターの育成講座をこれまでやってきておりましたが、これに加えて、1月に主要事業ということでお話ししましたが、若者を対象にしたコミュニティの講座をやりたいと思っております。いろいろ関心のあるようなテーマごとに、新しいコミュニティを作る。若者を中心とした新しいコミュニティを作ることで、まちづくり、あるいは地域のコミュニティと連携した形の新潟市の活性化に寄与するような講座にしていきたいと考えております。

家庭教育振興事業は、出産前から思春期までの子供の成長に合わせた家庭教育学級を開催するというものでございますが、平成28年度には全区でベビープログラムという、生まれたばかりの赤ちゃんを持つお母さんの子育て支援の事業を行うことになっておりますけれども、こちらと連携、役割分担をしながら、新潟市が進めております、切れ目のない子育て支援の一翼をさらに担っていくというようなことで進めていきたいと考えております。

その他、セカンドライフ農業体験事業、地域学振興事業など、引き続き実施してまいります。

次に、16ページをご覧ください。中央図書館所管の事業です。

読書普及事業につきましては、各図書館において、市民の方の生涯学習を支援するため、引き続き、幅広い資料の収集、提供や各種講座等を開催するほか、ハンディキャップサービスなど、これらを実施してまいりたいと考えております。

子供の読書環境の整備につきましては、ブックスタート事業を継続して行うほか、学校図書館支援センターによる学校図書館、学校司書への支援、あるいは子供や親子を対象としたさまざまな行事などにより、子供の読書活動を推進してまいりたいと考えております。

図書館サービス向上事業では、図書館情報システム、あるいはレファレンス(調査相談)のデータベースの運用を行うとともに、デジタルアーカイブなど、電子図書館機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、高島次長をお願いします。

○教育長

○高島教育次長

学校教育担当より所管の事業について説明させていただきます。

最初に6ページをご覧ください。まず、保健給食課所管の事業についてご説明いたします。学校保健関係では、市立学校・園に学校医を配置し、

各種健康診断事業を行ってまいります。

7 ページをご覧ください。児童生徒の生活習慣病予防対策事業を行い、幼児・児童生徒の健康管理に努めてまいります。また、食物アレルギーを有する幼児・児童生徒が増加している状況を踏まえ、アレルギー疾患に対する健康管理や緊急時の対応について、学校関係者を対象とした研修を実施いたします。

そのほかに学校給食関係では、栄養士資格保有者による食に関する指導や食育ミニフォーラムなどの開催など、地域と連携した食育を推進してまいります。

また、新たに小学校3校を加え、来年度8校になりますが、給食調理業務の民間委託を実施し、より効率的な運営をはかり、安心安全な学校給食を提供してまいります。

10 ページをご覧ください。教職員課関係の事業についてです。県費負担教職員の権限移譲準備では、第4次地方分権一括法による、平成29年4月の県費負担教職員に係る包括的な権限移譲に向けての、所要の準備を進めるための費用でございます。

また、教職員の多忙化解消対策を引き続き推進するとともに、教職員の採用、管理職の登用などを適切に実施してまいります。

11 ページをご覧ください。教職員の研修につきましては、教師力の一層の向上を目指して、学校現場のニーズに合致した研修を推進していくとともに、若手教師道場やマイスター養成塾などの研修講座の質を高め、充実を図ってまいります。

その下からは、学校教育に関する事業でございます。カウンセラー等活用事業では、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校へ派遣して、いじめや非行などの問題行動や不登校の解消を図ってまいります。

12 ページをご覧ください。学力向上対策事業では、全国学力学習状況調査で実施されない教科の学力調査についても市独自で行い、児童生徒一人ひとりと各学校の学力実態の把握に努めます。また、基礎的、基本的な知識定着のために行っている単元評価問題の配信や学習支援員の活用も図ってまいります。

アフタースクール学習支援事業は、平成27年度からの実施事業ですが、市立中学校において、放課後の時間などを活用した学習支援の場を設け、その取組みを支援するものであります。今年度に比べて、さらに拡充を図るという事業内容です。

13 ページをご覧ください。大好きにいがた体験事業です。この事業は、平成28年度から実施する事業で、「身近な地域に貢献する」、あるいは「新潟市や身近な地域の素晴らしいひと・もの・ことを知る」活動を支援、推進する事業です。

「防災教育」学校・地域連携事業では、各学校が行う防災教育が家庭や

地域と連携した実践的な取組みとなるように支援するものです。

14 ページをご覧ください。一番上の特別支援教育の充実につきましては、引き続き、小・中学校の特別支援学級及び通常学級に介助員を配置して、障がいのある児童生徒の学校生活を支援してまいります。

教育委員会が所管する平成 28 年度当初予算の概要につきましては以上です。

○教育長 それでは、ただいまの説明に何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

○藤田委員 1 ページの就学困難な児童生徒の中に、外国人の子供は含まれるのでしょうか。

○学務課長 外国人の方は、基本的には含まれません。

○佐藤委員 教育ミーティング等いろいろなところで、教職員の多忙化についてよく質問されます。本日の説明では、予算は 12 万 4,000 円なのですが、具体的に新年度予算の中で、どのような事業をされるのか教えていただけますか。

○高島教育次長 教育委員会が学校に対する調査に関する費用とお考えいただければと思います。多忙化解消の推進事業の内容としては、会議の見直しや教育委員会からの調査文書の見直し、整理、統合といったものに具体的に取組んで、主に校長を対象に指導を行っています。そして、現場の教員が、子供たちと1週間のうち、どれくらいふれあう時間があるかという調査も含まれております。それにもこの予算が使われます。比率からいたしますと、子供たちとふれあう週当たりの時間というのは、年々増えているということで、教員が子供にかかわらないで、ひたすら事務仕事をするとか、そういうものは年々、数字の上では解消されていますけれども、平成 28 年度またさらにその取組みを推進していくという方向です。

○眞谷委員 アフタースクール学習支援事業なのですが、今、拡充を図るというようなご意見がありました。それもやはり各区を回っていきますと、塾に行かせたくても、近くには塾がなくと。これは市内でも、そういうことを非常に期待している地域と、そういうものがなくても何とかなっている地域があるように見受けられるのですが。どのような形で拡充を図られるのか、具体的に説明をお願いします。

○高島教育次長 今年度は試行ということで、始めたのが夏ごろから、早いところは 6 月下旬、7 月からで、遅いところは 9 月に入ってからというところがありました。

今年度もすべての中学校で実施いたしましたが、平成 28 年度は試行 2 年目ということで、春の段階から各学校で、回数を今年度よりはもう少し増やしていこうということでの増額となっております。

委員のおっしゃるとおり、地域によっては色々と事情が異なるわけですので、アフタースクール学習支援事業では、学校のほうでメニューを選べると思いますか、例えば、学び直しを中心としたければ、そちらのほうを中心にこのアフタースクール学習支援事業を活用する。あるいは応用のほうを中心

にという希望が中学校から出れば、そちらのほうということで、中学校の実情に応じた学習支援のあり方ということで実施しております。

○伊藤委員

防災教育についてですが、区のミーティングへ行ったときに、やはり地域の防災に関心があり取り組んでいるところもあります。そうしたときに、中学生の力は私たちにとって非常に大事な要素だというお話もありましたし、重点的に防災教育の連携ということをされるのかもしれないのですが、各区で意識して行っている活動がより継続するようにということで、この予算が使われるといいなと思ったのですが。これは現在、していないところも進めていくのか、その辺、分からないので。地域の関心が高いところですので、もう少し教えてください。

○高島教育次長

この事業は平成 27 年度、今年度から始まった事業であります。ここに県という記載がありますけれども、県から全額補助が出る事業です。

NPOの防災コンソーシアムというところに事業委託しまして、各学校で例えば、避難訓練は常にやっているし、学校によっては地域の方々と一緒にやっているケースもあるのですけれども、それを今度は防災教育プログラムという形で組んで、教員も研修をしますし、地域の方とどのような形で一緒になって防災活動、教育を進めたいか。地域の人たちを巻き込みながら、学校ごとに防災教育プログラムというものを作るという事業です。それを平成 31 年度にかけて、すべての小・中・中等・特別支援でやるということで進めている事業です。来年度は 35 校ですが、当然、また地域ともしっかり連携しながらやっていきます。

○伊藤委員

もう一点、生涯学習ボランティア育成支援事業についてです。先ほどお話があったように、循環型社会というのは非常に大事なもののなのですが、社会教育が地域とつながり、学校とつながりということが大事だということは、ミーティングへ行きましても、非常に実感するのです。自発的に学ぶのが「社」であるので、残念ながらその辺がつながりにくいという語弊がありますが、学校や地域につながるのが予算づけとか、市民や地域や学校に関心があって、初めてパイプがつながるものですので、支援という言葉の意味が、やはりこういう機能があるよと知らせる。周知したり、知らせるということに非常にエネルギーをかけたほうがいいなというのが、今年度の感想です。

関心は大変高いし、図書館利用など、情報提供しますと、非常に関心を持って、すぐ図書館へ行きますとか、公民館に関心を持ちますというお声をいただきますので、やはり伝えるということは、一人ひとりの市民に届いているだろうではなく、継続してお伝えしていくということも、この予算の中に活用されるといいなと思いました。

○長浜教育次長

ありがとうございます。周知といいますか、知ってもらい、存在を認識してもらおうというのは、まだまだ課題の一つだと思っておりますので、おっしゃるように進めていきたいと思っております。

○伊藤委員

やはり学んだものを披露する場所、読書活動など、そういうこともありましたので。

○長浜教育次長 ボランティアの方もせっかく登録していただいても、なかなか活躍の場がないというようところが課題となっております。ありがとうございます。

○沢野委員 特別支援教育の充実という欄で、介助員と書いてありますけれども、発達障がい、その他の問題もあり、それに対して配置数が少ないとか、いろいろお聞きすることがあるのです。これは、昨年度と人数など変化はないのでしょうか。そのために予算も変化がないのでしょうか。その辺の現状をぜひお聞かせ願えれば。

○高島教育次長 まず、現状から申し上げますと、新潟市内のいわゆる特別支援学級の数が増えている傾向にあります。この制度をしっかりと持続していかなければならないということを我々もそうですし、学校現場からも当然、要望があるわけです。そういった中で、介助員を安定的に確保して、そして持続可能なくみづくりが必要だろうということで考えております。

そして今、制度の見直しを来年度から予定しております。その背景としては、介助員というのは学期ごとに、例えば、前期その対象児童にずっと、あるいは1年間通じて各担当校へ張りついているのですけれども、中には二、三か月くらいすると落ち着くとか、一か月くらいで落ち着くケースもあるわけです。介助員を学校に固定しないで、例えば、複数の学校やあるいは問題が起きたときに機動的に、すぐそこに駆けつけて対応できるようにできないか、そういう形での配置の仕方を、今、考えております。

もう1点は、現在の配置基準が適正かどうかということも検討しました。今年度でありますと、例えば、特別支援学級の知的学級では、子供たち5人から9人に1人というような配置基準がありますが、再度検討いたしまして、学校の実態に合わせた配置がもう少しできるのではないかとということで、来年度からは知的学級では、6人から10人に1人ということで、子供の数1人分を増やし、介助員を配置しようと予定しております。

そういう形で、この制度を持続可能なものにして、かつ有効といいますか、きちんと特別支援教育の水準を維持するという、制度的な見直しをしまして、また来年度も取り組んでいきたいと思っています。

○伊藤委員 関連してなのですが、子供本人への支援も大事なのですが、この前、ミーティングに行ったとき、保護者側のそういう不安というものをにじませるような発言もありました。教育相談というのでしょうか。家庭で支える保護者を支援するような相談業務、その辺も大事だと感じたお話を耳にしました。教育相談センターの作品展におきましても、何か不安があって立ち止まったときに子供たちがいろいろな興味を持ったもので支援してもらって、笑顔で活動しているとありましたけれども、やはりそういう教育相談という業務は大事だなと思います。これとは違うかもしれないのですが、あわせて特別支援の教育には、その辺も大事なのかと思います。

○高島教育次長 今のお話に関連してなのですが、学校支援課にはスクールソーシャルワーカーを2名配置しております。ご承知のとおり、最近の子供たちの状況というのは、家庭や福祉関係などいろいろな連携が必要になってくるとい

うことで、今現在の予定ですが、スクールソーシャルワーカーを 1 名増やして、そういったいろいろな課題に対応できる体制を整えるということで進めております。

○織田委員 家庭教育振興事業について、先月のPTAとの懇談会のときにも話題にのぼり、または区の教育ミーティングにおいても話題になったところです。家庭の教育力向上というところです。「講演会などを計画しご案内してもお話を聞いてほしいおうちの方はなかなか来てくださらない。そこが問題だよね。」というお話があちこちで出ます。ここでもたくさんの予算措置をして、事業を展開する計画があると思うのですが、この現状をどのように考えていらっしゃるのか、教えていただけますか。

○長浜教育次長 こちらも、継続して実施しているのですけれども、おっしゃるように、通常の社会教育施設ですと、いらっしゃる方が中心なので、確かに届けたいところに届かないという問題はどうしてもあります。

人が必ず集まる場所、例えば学校の入学説明会や健診など、そういったところに出て行って、お話を聞いていただく機会を設けるということで、下に記載がありますけれども、「出前講座」という、来てもらうのではなく、こちらから出ていくという機会をできるだけ増やしていくという形で、今のところは進めています。

上段の「朝ごはん料理講習会」は、コミュニティ協議会の方たちと一緒にやってやることで、地域の方が来やすいような形を考えていくと。なかなか一遍には変わりませんが、地道にこうしたことを進めながら、少しでも家庭の教育力が上がるような支援を進めているところです。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。それでは、(3)新潟市学校給食センター条例の一部改正について、保健給食課からお願いします。

○保健給食課長 付議 25 ページをお開きください。岩室学校給食センターの巻学校給食センターへの統合につきましては、昨年 12 月の教育委員会定例会においてご決定いただきました。本日は、この統合に伴いまして、2 月議会定例会に新潟市学校給食センター条例の一部改正を提出するため、再び議案としてお諮りするものでございます。改正理由、改正内容、施行期日は記載のとおりでございます。付議 27 ページの新旧対照表のとおり、岩室学校給食センターの項目が削られることとなります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に(4)新潟市立小学校条例の一部改正について、教職員課から説明をお願いします。

○教職員課長 付議 28 ページをお開きください。

1 点目は、日和山小学校の新校舎整備に伴い、小学校の位置を改めるものです。施行日は平成 29 年 4 月 1 日となります。

2 点目は、満日小学校を阿賀小学校に編入統合することに伴い、満日小

学校の名称, 位置を削除するものです。施行日は平成 29 年 4 月 1 日となります。

3 点目は, 太田小学校を葛塚東小学校に編入統合することに伴い, 太田小学校の名称, 位置を削除するものです。施行日は平成 30 年 4 月 1 日となります。なお, 参考までに 29 ページには, 議会提出議案, 30 ページには新旧対照表を掲載してあります。

○教育長

ただいまの説明にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは, 次(5)新潟市教育職員の給与, 勤務時間, 休暇等に関する条例の一部改正について, 教職員課お願いします。

○教職員課長

続きまして, 付議 31 ページをお開きください。こちらは市立高等学校, 中等教育学校後期課程, 幼稚園の教育職員の給与に関する改正です。

1 点目は, 人事委員会勧告に基づくものです。平成 27 年度の新潟市人事委員会勧告に基づき, 教育職員に適用する教育職俸給表その他の給与に関する措置については, 新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとすることから, 県教育職員の給与改定に準じて, 市教育職員の給与改定を行うものです。県の給料表の改定に合わせて, 市の俸給表を平均 0.11 パーセント引き上げる改定を, 平成 27 年 4 月 1 日に遡って実施します。なお, 期末勤勉手当については, 0.1 か月分の引き上げがありますが, 条例の中で県の例によると規定されていることから, 市の条例改正はありません。

2 点目ですが, 地方公務員法の改正に伴うものです。平成 28 年 4 月 1 日から施行される改正地方公務員法に基づき, 関連する規定を整備するものです。先ほど, 施設課の説明に配付された参考資料の裏面が, 教職員課の資料となっておりますのでご覧ください。地方公務員法の一部改正のポイントです。改正法では, 能力及び実績に基づく人事管理の徹底のため, 人事評価を実施し, それを任用, 給与などの人事管理の基礎とすること。また, 職務級の原則を徹底するため, 給与条例で「等級別基準職務表」を定めることとされました。これらを受けて, 条例の改正を行うものです。

それでは改正内容をご覧ください。一つ目は, すでに条例に規定されております, 職員の級別の職務の基準を定めた「職務の級別分類基準」を改正法に則った, 「級別基準職務表」という表現に改めます。二つ目は, 昇給にかかわる勤務成績の評価の期間を, 人事評価のサイクルと連動するように改めます。なお, 参考までに 32 ページから 48 ページには, 議会提出議案, 49 ページから 64 ページには新旧対照表を掲載してあります。

○教育長

ただいまの説明にご質問等ございますでしょうか。

○齋藤委員

参考資料に記載の, 「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」ということは, 具体的にどう変わるのですか。

例えば, 一般企業だと年齢に応じた給与の率を能力に応じた給与体系に変えるよとか。大まかにでもいいですが, これは数字を見ても分からないから。これは国の人事の方針でしょう。

○教職員課長

そうですね。まず, 「級別基準職務表」というところに, この職務はこういう

職務ですよというものは明記される。これを条例でしっかり定めるようになっています。それを受けて、その職務に必要な能力というのはどういうものかという「標準職務能力表」というものをみんな準備をなさいと。それに基づいて、人事評価を行いなさいと。その人事評価を任用や登用や給与にも反映させることとなります。例えば、これまで給与の昇給を1月から12月までの期間で反映させていますが、人事評価は職員が4月に着任しますので、4月から3月に、また、4月から9月の前期評価。10月から3月の後期評価のような形で、給与に反映させる期間も改めるとことが示されています。

今まで人事評価はされてきたのですけれども、それが明確に処遇に反映させられなかった。任用、登用等にも反映させられなかったことを明確に規定するという法改正でございます。幅広い法改正なもので、説明が不十分で申し訳ありません。

○齋藤委員 一般企業みたいに上半期、下半期ごとに評価するということですか。1月から12月までではなくて。

○教職員課長 そうですね。期末勤勉手当にも反映させるものですから、例えば、前期の4月から9月までを12月の期末勤勉手当に。そういうブロックごとで反映させていくということから、4月から3月の人事評価を前期、後期という形で2回に分けて評価がされることとなります。

○齋藤委員 これまで、1年単位だったものが、半年単位にきめ細かくなったということですね。そのように言っていただくとよく分かるのですけれども。

○教育長 ほかにございますでしょうか。それでは、議案第24号について、議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。それでは、承認することとします。

これより人事案件のため、事務局も両教育次長、教育総務課長、教職員課長、教育総務課事務局を除き全員ご退席ください。

第7 定例会再開

(非公開案件) (付議事件

「議案第25号 市立小・中・特別支援学校・幼稚園の校長の人事について」

審議し、可決する。)

第8 閉会宣言

○教育長 午後5時00分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員